

全建事発第084号
令和2年8月25日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等を改正するとともに、改正後の石綿障害予防規則に基づく告示を制定した旨、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・厚生労働省通知文（基発0804第3号）
- ・別添1：パンフレット（解体・改修工事を発注する皆さま）
- ・別添2：パンフレット（解体改修工事の受注者の皆さま）
- ・別添3：官報（第134号、第276号、第277号、第278号、第279号）

(担当) 事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp